

愛知県水防計画の変更概要

1 愛知県水防計画の目的

- 洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、愛知県知事が、水防法第7条の規定に基づき、県内の各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信、連絡、水門等の操作、水防団等の活動及び水防管理団体間の応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等について実施の大綱を愛知県防災会議に諮り、定めるもの。

2 愛知県水防計画の主要な変更点

(1) 重要水防箇所の変更

- 改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間、及び防災重点ため池の選定基準、重要水防箇所評定基準(国管理区間)の改定により見直された区間について変更する。
- 重要水防箇所評定基準の改定は、堤防断面等の評価方法が、堤防断面や法崩れ等の外面的評価から、堤体漏水や基礎地盤漏水等の内面的評価に変更されたものである。

令和2年度重要水防箇所集計表

	令和2年度		令和元年度		前年度から削除		今年度新たに追加		差し引き増減		
	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	
河川	国	757	415	627	294	100	43	230	164	130	121
	県	320	117	325	118	6	1	1	0	▲5	▲1
	市町村	128	82	129	83	1	1	0	0	▲1	▲1
	小計	1,205	614	1,081	495	107	45	231	164	124	119
海岸	17	16	17	16	0	0	0	0	0	0	
ため池	505	44	384	32	12	1	133	13	121	12	
合計	1,727	674	1,482	543	119	46	364	177	245	131	

(2) 洪水予報、水位情報周知の伝達システムの更新

- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しに伴い、洪水予報、水位情報の周知を行う河川の伝達システムを更新する。

(3) 境川流域排水調整要綱の施行

- 二級河川境川流域及び猿渡川流域における排水機の排水調整に係る要綱を追加する。

(4) 危機管理型水位計の追加

- 洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計(危機管理型水位計)について、記載を追加する。

(5) その他

- 愛知県災害対策実施要綱の改正に伴う修正
- 第2非常配備(準備強化体制)及び南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について、記載を追加する。
- 水防に関連する予報・警報に係る修正
- 気象庁内の業務体制の変更、特別警報の運用指針の見直し及び緊急速報メールによる住民への通知等について、記載を追加する。

(参考) 水防法

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、都道府県水防協議会(都道府県水防協議会を置かない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議)にはかつて、当該都道府県の水防計画を定めなければならない。